

第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年11月19日 午後0時55分～午後4時15分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 金額審議			
【審議経過】			
労働者代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の優位性が年々下がってきているので、地域別最低賃金の引上げ額より上回る金額としたい、人材確保の観点から優位性を確保して労働者が安心して働き、将来に希望を持てるようにしたいなどの主張がなされた。			
使用者代表委員からは、新車の販売台数が昨年より1割以上減少していることから、今年は地域別最低賃金の引上げ額を上回るような引上げは難しい、賃上げと雇用のバランスも考えていかなければいけないなどの主張がなされた。			
労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。			
労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。			
【公益委員案】			
案1 「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額945円を59円引き上げ1,004円（引上げ率6.24%）とする。」			
案2 「発効日を法定発効とする。」			
【結審】（採決時の出席状況：公益2、労側3、使側3）			
採決の結果、案1は賛成4人、反対3人により公益委員案が議決された。			
案2は、賛成4人、反対3人により公益委員案が議決された。			
2 その他			
特になし。			